



おしらせ

まちで出会ったかわいい笑顔

灯油の流出による 水質事故に注意を

例年寒さが厳しさを増すこれからの時期、灯油を川などに流してしまうという水質事故が多発します。水質が汚染されると、元の状態に戻すために多くの時間と費用がかかりますので、十分ご注意ください。もし油の流出事故を起こした、または発見した場合は、町地域整備課か山田消防署に通報してください。

◆問い合わせ 町地域整備課庶務担当（内線243）へどうぞ。

障がい者110番 巡回相談を実施

法律や人権、福祉サービスに関すること、日常生活などの相談に専門の相談員が応じます。

▷日時 12月4日（金）
午前10時半～正午

▷対象 障がいのある方やその家族など関係者

▷申込期限 11月26日
—— 公開研修会を開催 ——

弁護士の須山通治さんを講師に招き、公開研修会を開催します。どなたでも参加できますので、どうぞご来場ください。

▷日時 12月4日（金）
午後1時～3時

▷内容 ▶消費者被害を防ぐためには▶成年後見について

◆場所 宮古地方振興局（宮古市五月町）

◆相談料・参加料 無料

◆相談申込先・問い合わせ 岩手県障がい者110番相談室（☎019-639-6533）へどうぞ。

11月分の納税

固定資産税…（第3期）
国民健康保険税…（第5期）
納期限………11月30日
（口座振替日）

～忘れずに納付を～

町民バドミントン 大会を開催します

▷日時 11月29日（日）
午前8時45分～

▷場所 山田中学校体育館

▷対象 町内在住または町内の社会人クラブ・団体に所属している中学生以上の人

▷種目 シングルス、ダブルス（男女別、初級および上級）

▷参加料 シングルス…1人400円（中学生200円） ダブルス…1組800円（中学生400円）

▷申込期限 11月24日

—— 練習会にご参加を ——

▷開催日と場所 毎週木・土曜日…山田体育館 毎週火・金曜日…健康増進センター

▷時間 午後7時～

◆申込先・問い合わせ 山田町バドミントン協会事務局（岡市善敏☎84-3516）へどうぞ。

6日に福祉バザー 皆さんのご来場を

福祉バザーが開かれます。このバザーの収益金は、町内の福祉団体の運営などに使われます。皆さんのご協力をお願いします。

▷日時 12月6日（日）
午前10時～正午

▷場所 町中央コミュニティセンター

◆問い合わせ 町保健福祉課地域福祉担当（内線133）へ。

子育て中の方の 就職支援します

ハローワーク宮古では、子育てしながら働きたい方のために、マザーズコーナーを設置しています。お子さんと一緒に安心して就職相談ができるようキッズコーナーを用意していますので、お気軽にご利用ください。

▷時間 午前8時半～午後5時 ※土・日曜、祝日、年末年始は休みです。

◆問い合わせ ハローワーク宮古（☎63-8609）へどうぞ。

岩手芸術祭の巡回 美術展開かれます

第62回岩手芸術祭巡回美術展が開催されます。

▷期間 12月8日～9日

▷時間 午前9時～午後4時

▷場所 町中央公民館小ホール

▷内容 同芸術祭の優秀作品80点の展示

◆問い合わせ 町生涯学習課文化担当（内線624）へどうぞ。

エイズに対しての 正しい知識持とう

国内で患者数が増えているエイズについて正しく知ってもらうため、パネル展を開催します。

▷期間 11月27日～12月7日

▷時間 午前10時～午後8時

▷場所 キャトル宮古2階連絡通路

◎エイズ相談・HIV迅速検査

▷日時 12月3日（木）
午後3時半～7時半

▷場所 キャトル宮古2階

▷内容 約1時間で結果が分かる血液検査、無料相談

※検査は匿名・無料で受けられ、個人の秘密は厳守されます。感染の心配がある日から3カ月以上経過後に受診ください。

◆問い合わせ 宮古保健所（☎64-2218）へどうぞ。

個人の所得税決算 説明会を行います

◎青色申告

▷日時 12月7日（月）
午後1時半～3時半

▷場所 町中央コミュニティセンター2階

※税務署から送付される決算関係書類を持参してください。

◎白色申告

▷日時 12月3日（木）
午前10時～正午

▷場所 宮古合同庁舎4階会議室（宮古市小山田）

◆問い合わせ 宮古税務署（☎62-1921）へどうぞ。

町で非常勤の社会 福祉士を一般公募

町では、非常勤の社会福祉士を募集します。選考方法は書類（履歴書）審査と面接です。

▷募集人数 1人

▷勤務内容 相談業務、介護予防ケアマネジメント業務

▷勤務時間 週3.5日

▷勤務場所 町保健福祉課

▷応募資格 町内に住所があり、社会福祉士の資格がある人

▷報酬 月額108,000円

▷任用期間 12月1日～来年3月31日

▷申込方法 町住民生活課または役場各支所に備え付けの履歴書に必要事項を記入し、町総務課に提出してください。

▷申込期限 11月25日

◆問い合わせ 町保健福祉課包括支援センター（内線164）へ。

第9回特別弔慰金 期限内に手続きを

平成17年4月1日から本年3月31日の間に公務扶助料や遺族年金などを受けていた戦没者のご遺族が亡くなり、本年4月1日現在で前記年金の受給権者がいない場合に、次の優先順位の高いご遺族1人に特別弔慰金が支給されます。該当する方は期限内に手続きを行ってください。

▷対象者・支給の優先順位

①本年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等救護法による特別弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者の子

③戦没者と生計関係にあった父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

④③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

⑤上記以外の戦没者の三親等内の親族で、戦没者の死亡まで1年以上生計関係にあった人

※以前に特別弔慰金を受けている方は支給対象となりません。

▷請求期限 平成24年4月2日
◆請求先・問い合わせ 町保健福祉課地域福祉担当（内線133）へ。